(社)日本建設機械化協会北陸支部

新機種・新工法発表会実施要領

（総　則）

第１　社団法人日本建設機械化協会北陸支部が主催する新機種・新工法発表会（以下発表会という）の実施については、この要領で定めるところによる。

　この発表会は会員の新機種、新工法の発表に際し、（社）日本建設機械化協会北陸支部が適時の発表会を支援することにより発表会参加者の増員を目途に実施する。

（対象機械・工法）

第２　発表会の対象は建設機械の新機種、改良機種、輸入機械又はこれに類する機械並びに機械化施工及び新材料等に関する新工法とする。

（開催申請）

第３　発表会を希望する北陸支部団体会員及び本部団体会員は主催者（北陸支部長）に対し開催申請を行うものとする。

２．開催申請は申請書により希望開催日の遅くとも１ヶ月前までに行うこととする。

（実施の決定）

第４　主催者は発表開催申請書を審査のうえ実施の可否を決定すると共に、申請者にその旨を通知するものとする。

２．発表会の日時、会場については申請者と協議のうえ決定するものとする。

（発表方法）

第５　発表会は普通発表会と特別発表会とし、それぞれ次の方法で実施することを原則とする。

１）普通発表会は原則として屋内で実施し、資料の配布、映画等の上映、模型の展示等の方法を用いて説明を行うものとする。

２）特別発表会は屋内、屋外いずれかで実施し、普通発表会に加えて実物の展示・

実演を行うものとする。

（開催準備）

第６　発表会開催の案内は主催者が行うものとし、案内先は原則として各関係官公庁、関係団体、並びに北陸支部団体会員とする。但し申請者に特定の希望がある場合は双方協議のうえ決定するものとする。

２．発表会で使用する資料等は申請者が準備するものとする。

（開催費用）

第７　発表会開催に要する会場費、事務費、旅費、宿泊費等の経費は申請者の負担とする。

２．発表会が中止となった場合は、それまでに要した経費を申請者が負担するものとする。但し主催者の都合により中止した場合は双方協議のうえ決めるものとする。

３．発表会に要した費用の精算は、主催者が作成する精算書に基づき主催者に支払うものとする。

（補　則）

第８　この要領に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、主催者、申請者が協議のうえ決定するものとする。